

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

千葉市長 殿



提出者

住所 千葉市緑区高田町401番地5

氏名 医療法人社団 紫雲会

理事長 中谷 達廣

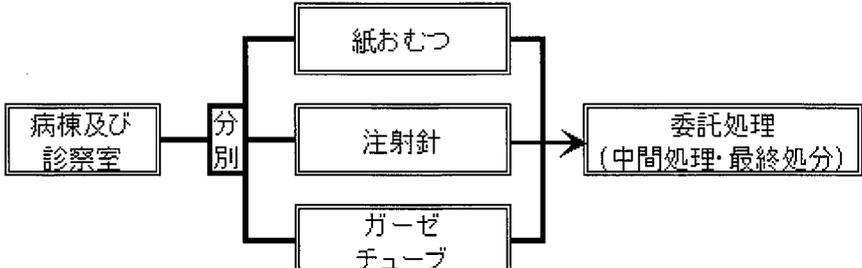
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 043-292-5111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

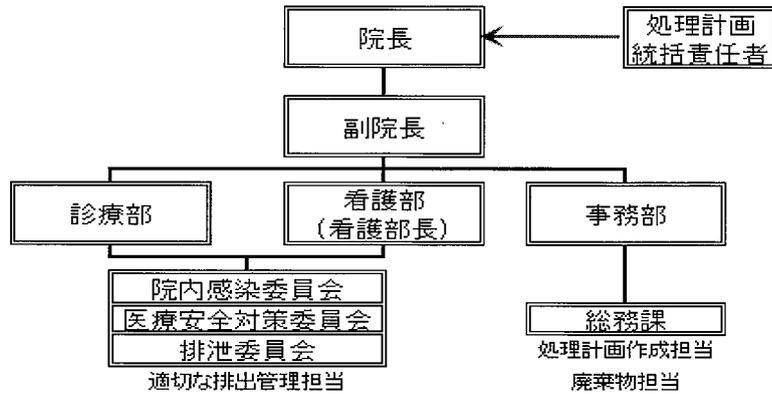
事業場の名称	医療法人社団 紫雲会 千葉南病院
事業場の所在地	千葉市緑区高田町401番地5
計画期間	令和 4 ₅ 年4月1日から令和 5 ₆ 年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類:医療、福祉 中分類:医療業 小分類:病院
②事業の規模	137床
③従業員数	235人 (医療従事者:208人・非医療従事者:27人)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



(特別管理産業廃棄物管理責任者兼事務課の配置)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	74.08 t	t
(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の80%以上を占める紙おむつについては排泄委員会で見直し(メーカー・サイズ・機能等)を随時行ない、患者さんへの負担のない範囲で使用の削減に努めた。 ただし新型コロナウイルスの流行という外的要件による数量増加もあった。			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	70.00 t	t
(今後実施する予定の取組) 重症患者比率が向上している現状に鑑み、使用量の削減は困難を極めると考えるが、引き続き排泄委員会との連携を深め、紙おむつの使用量の削減に努めるとともに、リハビリの積極的介入等により自立的排泄を促し、おむつ使用そのものを克服することに努める。 感染防止等、医療安全の観点から針やチューブのリユースは不可能であるため、紙おむつ以外の削減は困難と思われる。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 「紙おむつ」「注射針」「ガーゼ・チューブ」それぞれの専用分別容器による分別を実施。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上 (引き続き実施する)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
—			
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組)			
—			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(今後実施する予定の取組)			
—			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) —		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) —		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	74.08 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	74.08 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の埋立処分業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物のその取り扱いには危険を伴うため、全て委託業者へ処理を委任している。 使用後のディスポ医療器具と紙パッケージの廃棄時点での分別を徹底。		

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	全処理委託量	70.00 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	70.00 t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収業者への処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)		
<p>現状と同様の理由により、今後も全量委託処理の予定。 感染防止の観点からディスプレイ器具の削減は困難を伴うことから、 使用後は器具とパッケージの分別をより一層深化させる。</p>		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	74.08 t
(今後実施する予定の取組等)		
電子マニフェストを導入。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。